各　論

各論

１章　地域特性等を活かした支え合いの仕組みの構築

＜目標とすること＞

浦添市では、これまでの 10 年間の取組みとして、中学校区単位で『中学校区コミュニティづくり推進委員会』を立ち上げ、福祉コミュニティづくりの効果的推進に向けた活動を進めてきました。しかしながら、住民に最も身近な行政区単位での『行政区コミュニティづくり推進委員会（仮称)』については設置に至っておらず、地域での受け皿づくりが不充分なことから、今後においては『行政区コミュニティづくり推進委員会（仮称)』の立ち上げに積極的に取り組み、地域での支え合いの基盤を構築していくものとします。また、中学校区コミュニティづくり推進委員会の活動をバックアップし、全市レベルの課題を協議する機関である『浦添市コミュニティづくり推進協議会』活動の充実を図ります。

こうした活動の支援がきめ細かく行えるよう、中学校区毎に設置された地域保健福祉センターにおいて、地域での相談窓口、福祉ニーズの把握、マネジメント等の機能を担っていきます。また、地域保健福祉センターに配置されたコミュニティソーシャルワーカーの資質向上・活動の充実に努めるとともに、ケアマネジメント担当者等との緊密な連携を進める中で、コミュニティソーシャルワークを充実していきます。

さらに、高齢者や障がい者等が自分自身の状況に応じて、福祉サービス等を利用しながら地域で暮らし続けていくことができるよう、サービス利用の支援を地域保健福祉センター等で行っていきます。

□ 具体的な実施事業

1．『コミュニティづくり推進委員会』活動の推進
2．活動の拠点となる場の充実
3．コミュニティソーシャルワークの充実
4．公的サービスとインフォーマルサービスの連携強化
5．総合的な相談体制の確立とサービス利用支援の充実

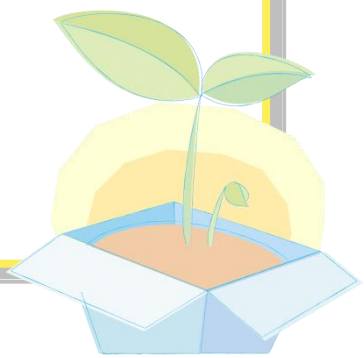

＜実施事業の内容＞

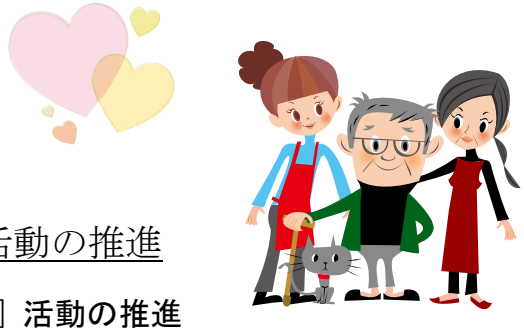

１．『コミュニティづくり推進委員会』活動の推進

①『中学校区コミュニティづくり推進委員会』活動の推進

【福祉総務課】

『中学校区コミュニティづくり推進委員会』について、引き続き定期的な委員会の開催を図り、地域課題の掘り起しや支援に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、地域保健福祉センターや校区内の各種資源等とのネットワークを活かし、地域に根ざした取組みの効果的推進を図ります。併せて、『中学校区コミュニティづくり推進委員会』は「地域保健福祉センター」を積極的に活用していくための運営のあり方を検討していくものとします。なお、『中学校区コミュニティづくり推進委員会』の活動に対し、地域住民の認知度が低い状況も見受けられることから、各種広報媒体を用い、活動の目的や内容の周知を図ります。

②『中学校区地域福祉計画』の作成

【福祉総務課】

『中学校区地域福祉計画』は、各『中学校区コミュニティづくり推進委員会』の活動の目標となるものであり、本計画の行動計画としての性格を有するものとなることから、計画策定が円滑に行われるよう支援します。具体的には、『中学校区コミュニティづくり推進委員会』が主体となって内容の検討を行っていくことができるよう、先進事例の紹介を行うなど助言の実施に努めます。

③『浦添市コミュニティづくり推進協議会』活動の充実

【福祉総務課】

浦添市における福祉・保健・医療・教育を中心としたコミュニティづくりの推進及び「中学校区コミュニティづくり推進委員会」の運営等を協議する機関である『浦添市コミュニティづくり推進協議会』の活動の充実を図ります。

④『行政区コミュニティづくり推進委員会（仮称）』の立ち上げ促進

【福祉総務課】

近隣住民の支え合いによる身近な地域での支援の仕組みを構築していくため、『行政区コミュニティづくり推進委員会（仮称）』の立ち上げを促進します。具体的には、“地域から福祉を考える”といった意識の醸成に努める中で、多様な地域人材の発掘・参画を促進していきます。また、行政区を対象に地域福祉計画が目指している支え合いの仕組

み等の周知を行い、組織立ち上げを促進していきます。

２．活動の拠点となる場の充実

①『地域保健福祉センター』の周知・活用促進

【福祉総務課】

地域レベルの福祉の相談窓口、ニーズ把握、マネジメント等を行うことができるよう、各中学校区への『地域保健福祉センター』の設置を継続していくとともに、相談事をはじめ、中学校区コミュニティづくり推進委員会や各種ボランティアの活動拠点として積極的に活用されるよう、各種情報媒体を用いて市民への周知を行い、活用促進を図ります。

②自治公民館の相談窓口としての活用促進

【福祉総務課】

相談窓口を設置している自治会について、各種広報媒体を用いて周知に努めます。また、自治公民館における相談窓口設置の取組みを拡充していくため、相談窓口設置自治会の活動内容や窓口設置による効果の紹介等に努めます。

３．コミュニティソーシャルワークの充実

①コミュニティソーシャルワーカーの活動の充実

【福祉総務課】

地域保健福祉センターにコミュニティソーシャルワーカーを引き続き配置します。コミュニティソーシャルワーカーは、公助（公的なサービス）と共助（近隣住民の支え合いによる仕組み）を必要に応じて組み合わせるなど、個別支援のための連携・調整の充実を図るとともに、支援の受け皿となる地域人材の育成等を図ります。

＜主な取組み＞

・初期相談やニーズキャッチを踏まえ、支援を必要とする市民を適切なサービス（公的なサービス・近隣住民の支え合いによるサービス）に繋ぐなど、ケアマネジメントを行います。なお、個別支援の対応が途切れることのないよう、「ケース記録台帳（カルテ）」を作成し、対応を行う者の明確化と対応の経過を把握していきます。
・多問題家庭等困難ケースへの対応が適切に行われるよう、適宜、関係機関等からなるサービス調整会議を開催します。
・地域福祉活動の充実につながるキーパーソンの育成を図るため、これまで地域福祉に携わってこなかった地域住民の参加を促していき、活動の裾野を広げていくとともに、実践的な活動実施を通した資質向上を促進します。

・地域との信頼関係を活かし、地域で要支援者を支える事の大切さを発信していくとともに、困り事を抱えた人を見つけ・支える事のできる“住民による個別支援のネットワーク化（インフォーマルサービスの開発・活用）”を進めます。

※インフォーマルサービス：見守り等、制度によらない地域住民によるサービス

②コミュニティソーシャルワーカーの資質向上

【福祉総務課】

コミュニティソーシャルワーカーの資質向上を図るため、各種資格の取得促進を図るとともに、コミュニティソーシャルワークに関する技術論や技術実習等、資質向上に資する各種研修への参加促進を図ります。また、コミュニティソーシャルワーカーは、多様な生活課題のサービス調整を行うことから、公的なサービスや制度に対する理解を深めていくことができるよう、庁内各相談窓口等の業務を学ぶ場として研修会の実施を図ります。

４．公的サービスとインフォーマルサービスの連携強化

①インフォーマルサービスの活用・開発の促進

【福祉総務課・福祉給付課・地域支援課・健康推進課・児童家庭課・保護課】

コミュニティソーシャルワーカーをはじめ、ケアマネジメント担当者（介護支援専門員・生活保護ケースワーカー・障がい者ケアマネジメント従事者・地域相談協力員・浦添市社会福祉協議会や行政の相談員・保健師など）による既存のインフォーマルサービスの活用を促進します。さらに、コミュニティソーシャルワーカーにおいては、既存のインフォーマルサービスで対応できないケースが生じた場合、ケアマネジメント担当者や中学校区コミュニティづくり推進委員会、ボランティア等との緊密な連携のもと、インフォーマルサービスの開発を進めます。

②情報収集と提供の推進

【福祉総務課】

コミュニティソーシャルワーカーは、インフォーマルサービスに関する情報収集に努めるとともに、各種ケアマネジメント担当者に対して積極的な情報提供を行います。

③新たな公的サービスの創設検討

【福祉総務課】

個別支援の展開を図る中で、既存公的サービスやインフォーマルサービスの開発で対応できないケースが生じた場合及び全市的な問題が顕在化した場合、コミュニティソーシャルワーカー等よりサービス開発に関する提言を受け、公的サービスの創設検討等を図りま

す。

５．総合的な相談体制の確立とサービス利用支援の充実

①地域保健福祉センターにおける相談機能の充実

【福祉総務課】

身近な地域で気軽に相談できるよう、「地域保健福祉センター」での総合的な相談窓口の充実を図ります。

また、「地域保健福祉センター」は、相談機能を有している市内各地の公共施設・事業所（地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援事業所、児童センター、保育所、幼稚園、地域活動支援センター、メディカルインフォメーションセンター等）や各種相談員との連携のもと、地域での相談体制の充実を図ります。

②各種相談員の育成・確保

【福祉総務課・児童家庭課・健康推進課】

現在地域で活動している各種相談員（民生委員・児童委員、食生活改善推進員、母子保健推進員、地域相談協力員）について、円滑な活動に資するよう、研修会や講習会等への参加を促進します。

なお、民生委員・児童委員については、市民に最も身近な相談相手として活動内容を周知していくとともに、先進自治体の取組み（民生委員推薦準備会等）を参考にし、定数確保に向けた取組みを行います。

③サービス利用支援の充実

【福祉総務課・福祉給付課・保育課・児童家庭課・介護保険課・地域支援課】

児童、高齢者、障がい者等の市民が、各種のサービスを活用して、地域で生活していくことができるよう、サービス利用支援体制の充実を図ります。地域レベルでの体制を確保するために、子育て支援センター、障がい者相談支援事業所、地域包括支援センターとの役割分担を検討しつつ、「地域保健福祉センター」での体制整備を進めます。

また、要保護児童対策地域協議会や障害者自立支援協議会等について、参加組織間の連携充実や事務局機能の強化等を図り、ネットワークを活かした継続的なサポート・サービス利用支援等を図ります。

２章　福祉の受け皿となる人づくり・絆づくり

＜目標とすること＞

将来の地域福祉を考える上で、現在の教育は大きな意味を持ちます。そのため、市民が、学校や地域など普段の生活の中から福祉の心を養える環境づくりをめざします。そのために、学校等での福祉教育を推進するほか、自治会活動の中でも福祉教育を促進していきます。加えて、「てだこ市民大学」と連携し、学習成果が地域活動に活かされていく仕組みづくりを進めます。

また、地域活動への支援を図る中で、実際に地域でボランティア活動などを行うキーパーソンを数多く発掘し、活動の実践を通して養成を図ります。

地域や学校での福祉マインドの醸成にともない、地域のボランティア参加の気運が高まってくることが期待されます。そのため、ボランティアの養成を促進するとともに、ボランティアコーディネートの充実に努めます。

この間市内各地で根付いてきた「ふれあいサロン」は、地域住民主体での福祉サービスの提供という面で、地域福祉の大きな一歩を踏みだしたと言えます。今後は、市民の関心の高い防災対応等に焦点を当て、地域の支え合い活動の充実を進めます。

また、地域単位での福祉を考えるにあたって、地域活動の拠点となる自治会は重要な役割を担うことから、自治会加入促進を図ります。

さらに、地域での福祉をより多様で豊かなものとしていくために、ＮＰＯや地域活動支援センターと地域活動の連携、公的サービスとインフォーマルサービスの連携強化を図ります。

□ 具体的な実施事業

１．地域や学校等での福祉教育の推進
２．キーパーソンや地域ボランティアの養成・確保
３．絆づくりに資する地域活動等の充実
４．事業所による地域支援体制の充実

＜実施事業の内容＞

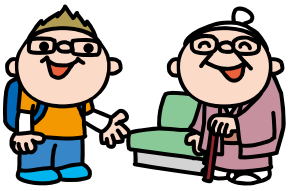

１．地域や学校等での福祉教育の推進

①自治会等での福祉教育の推進

【福祉総務課・生涯学習振興課】

ふれあい出前講座を通し、地域における福祉教育を支援していくとともに、ふれあい出前講座の周知を行い、利用促進を図ります。

福祉関連の講師を必要とする自治会や地域のリーダーに対しては、行政から講師等の紹介を行うほか、自治会等の学習会と公的な講座・事業とのタイアップを推進します。

また、コミュニティソーシャルワーカーと地域との連携により、地域での福祉教育の推進に努めます。

②学校等での福祉教育の推進

【学校教育課・保育課】

教育委員会・学校・浦添市社会福祉協議会の連携のもと、市内全校（園）での福祉教育推進校の指定を目指します。

また、地域活動や行事等の中で高齢者や障がいのある子どもたちとの交流機会を設け、福祉の心を育みます。

③社会教育における福祉教育の推進

【生涯学習振興課】

社会教育学級や高齢者学級等において、福祉や健康、介護等に関するテーマを設け、福祉教育を推進します。また、てだこ学園大学院においても、市の地域福祉政策等といった専門的講義を実施します。

④『てだこ市民大学』との連携による地域人材の育成

【福祉総務課・生涯学習振興課】

『てだこ市民大学』との連携を図り、地域のキーパーソンの育成に努めます。

具体的には、地域の抱える諸問題等を示し、「健康福祉・スポーツ振興学部」や「地域・学校支援コーディネーター養成学部」のカリキュラムにおいて地域福祉を学ぶほか、活動方法等の講座実施を図ります。また、学習成果が地域活動に直結していく仕組みづくりに努めるとともに、卒業後のキーパーソンとしての活動を促進します。

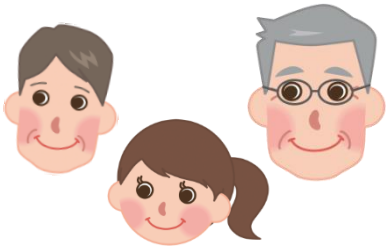

２．キーパーソンや地域ボランティアの養成・確保

①キーパーソンの発掘・実践を通した養成

【福祉総務課・生涯学習振興課】

「地域保健福祉センター」のコミュニティソーシャルワーカーが支援を行う地域活動の中で、ボランティアを行う人等も含めたキーパーソンを数多く発掘し、実践を通して養成を図ります。

また、てだこ市民大学卒業生のキーパーソンとしての活動を促進します。

②ボランティアの養成・確保・コーディネートの充実

【福祉総務課】

ボランティアの裾野を広げていくため、ボランティアの養成・確保に係る各種取り組みの充実を浦添市社会福祉協議会に働きかけていきます。また、コミュニティソーシャルワーカーは、積極的にボランティアと利用者のコーディネートに努めていくものとします。

３．絆づくりに資する地域活動等の充実

①地域づくり・絆づくり活動の拡大

【福祉総務課・消防本部・防災危機管理室・健康推進課・中央公民館】

防災訓練の実施や自主防災組織の立ち上げ促進を通して市民の防災意識の高揚を図るとともに、万一の災害時等に要援護者を住民相互で助け合う体制を構築していきます。さらに、健康づくり事業や中央公民館講座を地域の自治公民館で開催するなど、各自治会の福祉活動の魅力づくりのための行政内の協力体制を強化します。

②自治会加入の促進

【福祉総務課・市民生活課】

自治会の役割・取組みについて市民に周知していくための広報実施を図るとともに、未加入者が自治会活動に関心を寄せる取組みの検討、転入者に対して自治会の紹介チラシの配布を行うなど、自治会加入促進に向けた活動を展開していきます。

４．事業所による地域支援体制の充実

①保健・医療・福祉関連事業所と地域活動の連携

【福祉総務課・健康推進課・地域支援課】

現在、地域で展開されている自治会と保健・医療・福祉関連事業所の連携による相互支援を一層活発化していくため、既存の表彰制度の活用などによる動機づけの方策を検討します。

特に医療の分野では、在宅高齢者の生活をサポートする“在宅支援診療所”としての仕組みづくりをめざす「浦添市在宅医療ネットワーク」の構築を進めていることから、浦添市医師会と介護・福祉分野等の連携による相互支援体制づくりを行うとともに、その普及に努めます。

②ＮＰＯや地域活動支援センター等の資源と地域活動の連携

【企画課・福祉給付課】

ＮＰＯの公益性・専門性は、福祉関連であっても、福祉以外の活動内容であっても、地域福祉を豊かなものとしていく面があります。また、障がい者の地域活動支援センターについては、その業務が地域のインフォーマルサービスと結びつく可能性を持つほか、地域での福祉意識の醸成にも重要な役割を持ちます。これらのことから、ＮＰＯや地域活動支援センターとの連携を支援します。なお、まちづくり関係のＮＰＯを支援していくため、活動拠点の整備を図ります。

③日常生活と密着した事業所と地域活動の連携

【福祉総務課】

日常生活と密着した様々なサービス（郵便・宅配便・新聞配達・生鮮食品の戸別配達・宅配弁当・コンビニエンスストア・喫茶店等）の事業所による企業ボランティアをインフォーマルサービスとして活用していくためコミュニティソーシャルワーカーを介し、事業所との調整体制を構築していきます。

３章　地域福祉推進に向けた基盤の整備

＜目標とすること＞

市民が、年齢、性別、身体や考え方など、それぞれの違いや個性を認め合い、共に歩む地域社会をめざすために、浦添市では、一人ひとりの人権尊重などに対する意識を高めます。社会的に擁護を必要とする人々を支援し、擁護を必要とする状況にならないよう、人権・権利を大切にする仕組みの確立をめざします。

また、住み良い地域づくりを進めていくため、誰にでも利用しやすい道路、公園、公共施設等の整備を進めるなど、バリアフリー環境づくりを行っていくとともに、要援護者を支えるための体制整備を図ります。

福祉でのまちづくりを実現するには、市民、地域等との協働は不可欠であり、保健・福祉・医療の分野だけでなく、教育や就労、住宅、環境など、多方面との協力が重要となってきます。そこで、行政内組織の横断的な連携を強化していくとともに、市民・地域と行政のケアマネジメント担当者が定期的に情報交換を行えるよう、連絡調整を行う機能を充実します。そのため、福祉総務課にコーディネート機能を持たせるとともに、地域福祉の中核を担う浦添市社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉を強力に押し進めるための組織体制を整えていきます。

□ 具体的な実施事業

１．市民の権利を擁護する仕組みづくり
２．住み良いまちづくりの推進
３．行政内の推進体制の強化
４．浦添市社会福祉協議会等との協働による地域福祉の推進

＜実施事業の内容＞

１．市民の権利を擁護する仕組みづくり

①人権尊重に対する意識の高揚

【福祉総務課・市民生活課・学校教育課】

浦添市では市民だれもが互いを認め合い、一人ひとりの個性や能力をあらゆる分野で発揮できる地域をめざすため、人権尊重の視点に立った幼児・学校教育や社会教育の推進を図ります。

権利の保障などに携わる人権擁護委員等や浦添市社会福祉協議会、ＮＰＯ等との連携を図るため、協議の場づくりを進めるとともに、あらゆる機会（市内のイベントなど）を通じて、人権や権利に対する理解を深める広報活動を進めます。

②「成年後見制度」・「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」の充実

【福祉総務課・福祉給付課・地域支援課】

判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者の自己の尊厳や財産管理を目的として制定された「成年後見制度」の利用促進に向けた周知や利用支援等を図ります。また、後見活動を安定的に行うため、市民後見人の養成・活動支援の方策について検討を行うとともに、権利擁護を市民参画で進めるための支援を行います。

なお、福祉サービスを利用する際の手続きや支払い等のサポートを行う「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」の利用増加が見込まれていることから、迅速に市民が活用できるよう、中部地域福祉権利擁護センターりんどう（浦添市社会福祉協議会内）との連携強化に努めるとともに、先進自治体の取組みを参考にし、行政としての支援について検討します。

※日常生活自立支援事業は、沖縄県福祉サービス利用支援センター（沖縄県社会福祉協議会内）が、県内７市に地区センター（市社会福祉協議会内）を設置して実施しています。「中部地域福祉権利擁護センターりんどう」の担当市町村は、浦添市・宜野湾市・北中城村・中城村・西原町となっています。

③擁護を必要とする市民を支援する仕組みの確立

【福祉総務課・福祉給付課・地域支援課・介護保険課・児童家庭課・保育課・保護課・市民生活課・学校教育課・男女共同参画推進ハーモニーセンター】

ＤＶや児童・高齢者・障がい者に対する虐待防止をはじめ、擁護を必要とする市民の早期発見・早期解決をめざすため、あらゆる虐待を許さない機運の醸成に努めるとともに、相談先の周知や相談対応の充実、必要な支援の実施に向けた関係機関との連携強化を図ります。

２．住み良いまちづくりの推進

①誰にでも利用しやすいまちづくりの推進

【建築課・道路課・美らまち推進課】

既存の公共施設（建物、道路、公園等）については、沖縄県福祉のまちづくり条例に基づき、その改善を進めていきます。また、新規の公共施設については、誰にでも利用しやすい環境（ユニバーサルデザイン）の整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの民間事業者への普及・啓発を図ります。

②平常時から要援護者を見守る安心のまちづくり

【福祉総務課】

災害時において自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等（要援護者）の避難支援を図るため、『浦添市災害時要援護者避難支援計画』に基づき、コミュニティソーシャルワーク事業と連動した要援護者支援体制づくりを推進します。

具体的には、民生委員・児童委員や浦添市社会福祉協議会等との連携のもと、各地域で取り組んでいる「個別支援台帳」の作成を通して要援護者一人ひとりに合わせた支援方法の検討促進を図ります。そして、災害時に迅速に避難支援を行うことができるよう、避難支援者（ボランティア）による平常時からの声かけ・見守り活動に取り組みます。

また、避難支援者（ボランティア）の育成を図るため、「災害時要援護者避難支援ボランティア養成講座」を地域住民に対して実施する中でキーパーソンを養成していきます。

３．行政内の推進体制の強化

①行政内の連携体制づくり

【福祉総務課、関係課】

本計画の主管課である福祉総務課にコーディネート機能を持たせるとともに、各課・地域包括支援センター・家庭児童相談室・市民相談室等の各種相談窓口担当が参加する相談窓口担当者調整連絡会を開き、情報の共有化と連携強化を図ります。

②各分野をコーディネートする職員の育成

【福祉総務課、福祉給付課、保護課、児童家庭課、地域支援課、介護保険課、健康推進課、国民健康保険課】

適切なサービス提供のため、保健・福祉・医療などにおいて専門性を有し、それぞれの分野を的確にコーディネートする（つなぐ）職員の育成に努めます。今後とも、各研修会への職員の派遣や、講師を招いての内部の勉強会などの充実を図ります。

また、地域包括支援センターの働きかけにより、適宜ケアマネジメント担当者（生活保

護のエリアケースワーカー・プログラムケースワーカー、家庭児童相談員、保健師等）とコミュニティソーシャルワーカー、キーパーソン等との会合の場の設置を図り、情報共有・ケース検討の場の充実や、コミュニティソーシャルワークを担う一員として各々の資質向上に努めます。

③コミュニティソーシャルワークの充実に向けた庁内支援体制づくり

【福祉総務課】

コミュニティソーシャルワーカーの取組みをバックアップできるようにしていくため、担当課職員が「校区地域保健福祉センター定例会」に適宜参加し、情報交換等を行うとともに、コミュニティソーシャルワーカーと各課の相談窓口等との連携を支援します。また、「行政区コミュニティづくり推進委員会（仮称）」の立ち上げに向けた支援を行うなど、地域のネットワーク化に向けた働きかけを行います。

４．浦添市社会福祉協議会等との協働による地域福祉の推進

①浦添市社会福祉協議会との協働による地域福祉の推進

【福祉総務課】

市区町村社会福祉協議会は、地域福祉の実践主体として社会福祉法にも位置づけられているなど、地域福祉の推進において中核となる組織であることから、浦添市社会福祉協議会との協働態勢のもと、地域福祉の推進を図ります。

②地域福祉活動計画との連携

【福祉総務課】

本計画と浦添市社会福祉協議会が策定した「浦添市地域福祉活動計画」は、浦添市の地域福祉を推進する上で両輪をなす計画となることから、両者による協働実施を図るとともに行政と浦添市社会福祉協議会との定期的な連絡会を持ち、互いの計画の進捗状況を確認するなど、情報の共有化を図ります。

なお、本計画の見直しに際しては、「浦添市地域福祉活動計画」と一体的な計画として次期計画を策定していくことについて検討するものとします。

③各種地域活動団体等との連携強化

【福祉総務課】

保健・医療・福祉団体等に対して本計画の周知を図るとともに、行政を含めた各団体間の連携を構築します。その連携のもと、地域住民のニーズに適した質の高い総合的なサービスを開拓し、各団体とともにまちづくりの一翼を担います。